

# 令和8年「国の重点支援地方交付金活用事業」 「稚内市物価高対応地域商品券」実施要領

## 1. 目的

物価高騰の長期化により影響を受けている市民生活を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「稚内市物価高対応地域商品券発行事業」を実施するとともに、市内消費を促し、地域経済の活性化につなげる。

## 2. 概要

名称	令和8年 国の重点支援地方交付金活用事業 稚内市物価高対応地域商品券
事業主体 発行元	稚内市（所管：建設産業部水産商工課）
事業委託先	稚内商工会議所

支給総額	『2億9500万円』 稚内市民 29,500人想定
支給金額及び金 種構成	『10,000円』 1,000円券 10枚綴り
発行セット数 ／発行枚数	『29,500セット』 / 『295,000枚』

支給対象者	稚内市民（2月1日現在の住民基本台帳に登録された全市民）
支給方法	3月中旬より世帯ごとに家族分を郵送により支給（約17,000世帯）
有効期限	令和8年3月（受領次第使用可）～令和8年6月30日（火）

取扱加盟店舗	通常商品券加盟店267店舗（令和8年1月15日現在） ＋新規加盟店
新規取扱加盟店の 申込み周知方法	HP・新聞広告等により周知し、随時募集。 （本件のみ加盟も可）
加盟店の周知とPR	参加加盟店はパンフレットへの掲載及びHPでご紹介する。店頭 に加盟店ステッカーを掲示。

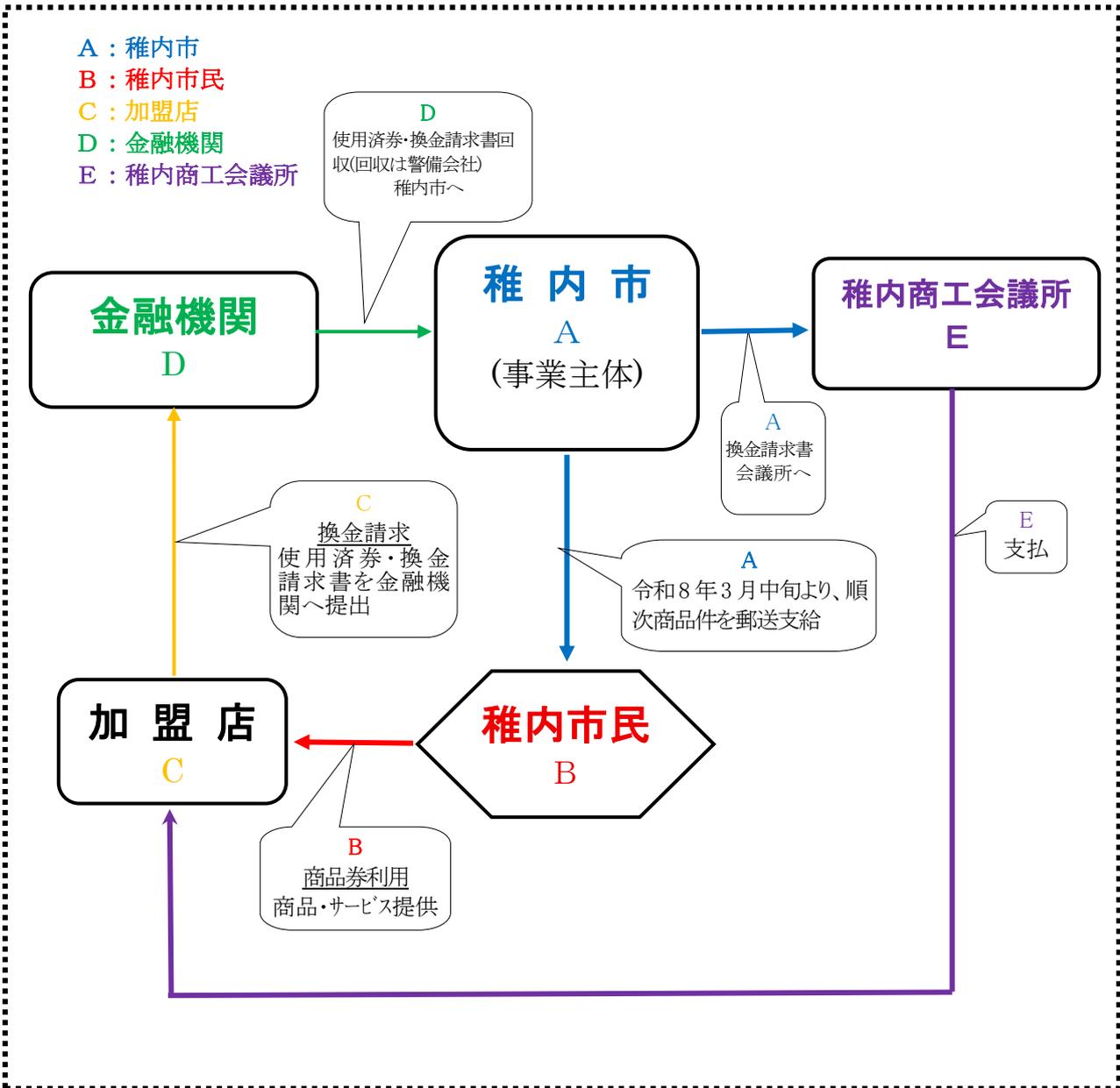
### 3. 加盟店換金方法等

換金請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内指定金融機関(稚内信金本支店・北海道銀行・北洋銀行)に換金請求書と使用済み「稚内市物価高対応地域商品券」を提出</li> <li>持込日：金融機関の営業時間内の毎日受付</li> <li>注意事項：使用済み商品券は、100枚ごとの束にする。束の1枚目の商品券のみ事業所名を押印し、その束に穴を開けて提出。 ※100枚未満でもふせん等で枚数を記載し同様に提出。</li> </ul>
換金請求と支払のスケジュール	<p>換金請求と支払い - 2週毎支払 2週毎の金曜日まで請求分 ⇒ 翌週の金曜日支払(振込)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例：4/6(月)～4/17(金)までに金融機関へ持込 ⇒ 翌週 4/24(金)振込</p> </div> <p><b>換金請求期間</b>  <b>令和8年3月23日(月)～令和8年7月10日(金)最終持込日</b>  <b>最終支払振込日 令和8年7月17日(金)</b></p>
加盟店換金手数料	無

### 4. 「稚内市物価高対応地域商品券」と「わからない地域商品券(通年販売通常商品券)」の取扱いについて

	稚内市物価高対応地域商品券	わからない地域商品券 (通年販売通常商品券)
○消費者利用時	<p><b>同時に利用可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両商品券事業への加盟店で併用可能</li> <li>「稚内市物価高対応地域商品券」のみの取り扱い店舗は、ステッカーと共に当所作成の張り紙を掲示</li> </ul>	
○加盟店換金手数料	無	3%(会員)・5%(非会員)
○加盟店換金請求方法	換金手数料の有無があるため、「稚内市物価高対応地域商品券」と「わからない地域商品券(通年販売通常商品券)」とに分け、 <b>別々の換金請求書により請求</b>	
○加盟店換金請求先	金融機関のみ(会議所は不可)	金融機関・商工会議所
○加盟店換金持込日	令和8年3月23日から7月10日まで、金融機関営業時間内の毎日	金融機関は毎月第1第3水曜日のみ、会議所は営業時間内の毎日
○換金スケジュール	<p><b>2週毎、翌週金曜日に支払</b></p> <p>※上記「3. 加盟店換金方法等」に記載のとおり</p>	<p><b>月2回の支払</b></p> <p>①第1週(水)請求分 ⇒ 第2週(水)支払            ②第3週(水)請求分 ⇒ 第4週(水)支払</p>

## 5. 稚内市物価高対応地域商品券 支給・利用・回収・換金スキーム



## 6. 今後の主なスケジュール

[令和8年]

3月中旬 商品券、順次郵送配布支給開始  
到着次第、利用開始

**6月30日(火) 有効期限、以降使用不可**

7月10日(金) 加盟店 換金請求書、金融機関へ提出最終日

**7月17日(金) 加盟店 換金支払(振込)の最終日**